

平成19年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成20年3月、6月

担当部局名：水産庁企画課

評価書公表時期：平成20年7月

【施策名】

水産物の安定供給の確保

政策体系上の位置付け VII-⑬

【施策の概要＜目指す姿＞】

国民に対して、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する

【施策に関する目標】

- ① 我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準^{注1}にある状況に対応して、水産資源の回復・管理を推進する。

目標 ①	低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進	<達成目標>	<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	水産資源の回復・管理の推進について総合的に判断する				(C)
	(7)資源回復計画 ^{注2} の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）（毎年度：100%）	100%	6/17	35%	(C)
	(イ)国際機関 ^{注3} による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大（目標：毎年度：75魚種、50協定）	75魚種 50協定	77魚種 50協定		(A)
	(ウ)主な栽培漁業 ^{注4} 対象魚種及び養殖業等の生産量の確保 (基準値：平成18年度：1,754千トン →目標値：平成23年度：1,798千トン)	1,761千トン	1,790千トン	514%	(A)
	(I)平成23年度の海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面 ^{注5} における生産量の割合70%の確保 (基準値：平成18年度：63.5% →目標値：平成23年度：70%)	(基準値から7千トン増加) 64.8%	(基準値から36千トン増加) 75.2%	900%	(A)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 資源管理体制・機能強化総合対策費 【285 (290) 百万円】
資源回復計画の作成、漁獲可能量の適切な管理等を推進。
- ② 漁業協定等実施費補助金海外漁場等操業秩序維持推進事業 【82 (87) 百万円】
我が国周辺海域における安定的な操業秩序を確保するため、我が国周辺諸国との間の民間協定の締結等を支援するとともに、地域漁業管理機関等における適切な資源管理等を推進するため、海外漁場に係する国や機関の漁業情報について、民間団体が行う収集・分析等を支援。
- ③ 水産増養殖等振興対策費 【1,017 (1,095) 百万円】
食料の安定供給のため、栽培漁業対象種の海域レベルでの適地種苗放流や効率的なさけ・ます資源の造成を推進する取組を実施するとともに、内水面漁業・養殖業の被害防止に向けた緊急的・広域的なカワウ・外来魚の防除対策及びウナギ資源の適正管理の推進を行う。
また、養殖生産に関する消費者への適切な情報提供や環境に優しい貝類の養殖技術開発等を促進する。

<目標に関する分析結果>

- (ア) 漁獲努力量削減実施計画の早期策定については、19年に作成された資源回復計画17のうち、漁獲努力量削減実施計画が早期に作成されたのは6計画で、達成状況は35%であった。これは、漁獲努力量削減実施計画が、禁漁区・禁漁期間を設定するため、漁業者にとって直接、経営上の痛みを伴うものであることから、漁業者間の調整がつかなかったことによる。
- (イ) 管理対象魚種については、昨年度より2魚種（マカジキ・メカジキ）増えて77魚種となった。これは、19年度において中西部太平洋まぐろ類条約対象水域におけるマカジキ及びメカジキの資源評価を行った結果、国際機関により管理対象魚種に選定されたためである。
なお、漁業協定数については、19年度は、前年度と同数の50協定となった。
- (ウ) 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量については、平成19年度において基準値を36千トン上回り、達成率514%で目標を大幅に達成した。これは、①さけ・ます類の栽培漁業生産量が、健苗放流や適期放流、

民間ふ化場への技術指導等を実施したことにより、増加したことに加えて、②ホタテガイやのり類の養殖生産量が海況に恵まれて大幅に増加したこと等によるものである。

(イ) 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合については、19年度において基準値から11.7%増加し、23年度の達成目標(70%)を上回る75.2%となり、目標を大幅に達成した。これは、養殖生産者を指導する都道府県担当者等に漁場改善計画の導入手法・必要性を周知した結果、行政担当者と養殖生産業者が養殖漁業者向け手引書等を利用し、一丸となって、新たに全国でも主要なノリ・ワカメ及びホタテ養殖漁場を含む14計画を策定したことによるものである。

以上のことから、「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」の目標については、(ア)資源回復計画の着実な実施がCランクとなったことから、目標達成状況の判定方法に照らしCランクとなった。

なお、強い水産業づくり交付金により地域の実情に応じた目標を示した上で、自主性・裁量性を発揮しながら各般の施策を総合的に推進する取組を支援することで、効率的な施策の推進を図っている。

<改善・見直しの方向性>

当目標においては、上記により達成は困難なことから、水産基本計画を踏まえ引き続き以下の取組を行っていくこととする。

(ア) 都道府県水産主務課長会議において、漁獲努力量削減実施計画の作成が遅れている都道府県に対して指導を行うほか、早期作成について個別指導を行う。

(イ) 今後とも、水産物の安定供給の確保を図るため、我が国排他的経済水域だけでなく、排他的経済水域外での持続的な水産資源の利用と管理が必要であり、地域漁業管理機関における協議、諸外国との協定の締結に向けた交渉等を通じ、国際的な水産資源管理枠組みの連携体制の強化等を推進する。

(ウ) 国内漁業を取り巻く状況は、資源状況や漁場環境の悪化等により大変厳しくなっており、早急に資源を回復・増大させることが重要である。適地種苗放流については、効率的なさけ・ます資源の造成をする取組を行うとともに、内水面では漁業者が行う外来魚・カワウの食害被害防止活動に対する支援及びウナギ資源の適正管理を行う。また、養殖水産物の安定供給や生産情報の提供を求める消費者の声に適確に対処するため、環境にやさしい持続的な養殖生産によって安定的な養殖水産物の供給を推進する。

(エ) 持続可能な養殖生産を実現するため、漁場改善計画策定海面における生産量の割合を平成23年までに8割とすることとし、平成20年8月の漁業権一斉更新に併せて計画内容の改善等を促す。

なお、今年度大幅に目標を達成している指標のうち、(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業の生産量の確保については、自然変動に左右されやすく実績値を3ヵ年平均としている。19年度は想定以上の海況に恵まれ3ヵ年平均しても平準化されていない面があるものの、来年度についても引き続き、当該目標により評価を行うのが適当と考えている。また、(イ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合の確保については、今年度実績を踏まえ目標値を見直すこととする。

② 産地の販売力を強化するとともに、消費と生産の橋渡しを担う水産物流通の構造改革を計画的に推進し、消費者が求める新鮮かつ安価な水産物の安定供給の確保を図る。

目標② 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開				
<達成目標>		<19年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
消費地と産地の価格差の縮減 (基準値：平成18年度：3.98倍 →目標値：平成23年度：3.78倍)		3.94倍 (基準値から 0.04減少)	4.14倍 (基準値から 0.16増加)	(B)

<目標達成のための主な政策手段>

- ① 水産物流通構造改革事業 【491(0)百万円】
拠点となる産地市場を整備する観点から、規模の零細な産地市場の統廃合などにより、一産地市場の取扱量の増大や、品揃えの充実を進め、産地の販売力を強化。
- ② 国産水産物安定供給推進事業 【1,400(0)百万円】
産地と消費地の小売業者等の間の安定供給契約の締結を促し、直接取引による流通コストの縮減を推進。

<目標に関する分析結果>

19年度の消費地と産地の価格差は、4.14倍となり目標値3.94倍を達成できなかった。

これは、産地価格がマイワシやスルメイカなどの魚種の水揚げ数量の増大によって下落した一方、小売価格は原油価格の高騰により梱包資材や輸送費などの流通経費が増加したため下がらなかつたことにより、産地と消費地の価格差が広がつたことによるものである。水産物流通構造改革事業により、魚箱を統一した地域において、物流資材費の低減が図られた。

なお、流通コスト縮減の取組については、販路流通を調査した上で、流通実態に最も適している物流資材の開発を行うなど、効率的な施策の推進を図っている。

<改善・見直しの方向性>

19年度は、目標値を達成できなかつたことから、産地の販売力を強化するとともに、消費者が求める新鮮かつ安価な水産物の安定供給に資するため、拠点市場の確立と産地の販売力強化を促進する「水産物流通構造改革事業」及び「国産水産物安定供給推進事業」において、漁業関係者や流通関係者等に対し、一層PRに努める

とともに、両事業の実施による流通コストの縮減を図っていく。

なお、流通段階における価格差を的確に捉える指標の追加を検討することとする。

【施策に関する評価結果】

水産物の安定供給のためには、適切な資源管理、計画的生産及び適正な魚価の確保が必要である。

その中で、水産資源の管理では、国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の目標は達成されたが、漁獲努力量削減実施計画の早期策定については、漁業者間での調整が必要なことから、関係都道府県に指導を行い、早期の計画策定に取り組んでいく必要がある。

計画的生産では、行政と生産者との連携で新たな漁場改善計画が策定されたことにより目標を達成したが、19年度の実績が23年度までの目標値を上回るものとなったため、今後は目標値の見直しとともに計画内容の改善等を行い、より持続可能な養殖生産を実現していくことが重要である。

適正な魚価の確保では、引き続き、消費者が求める新鮮で安価な水産物の安定供給を図るとともに、産地の販売力強化と流通の効率化・高度化を図っていく必要がある。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び水産基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項（抜粋）
水産基本計画	H19.3.20	第3の1 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 3 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

水産資源の回復・管理の推進のための資源回復計画の着実な実施については、達成状況がCランクとなった要因として、漁獲努力量削減実施計画が、禁漁区・禁漁期間を設定するため、漁業者にとって直接、経営上の痛みを伴うものであることから、漁業者間の調整がつかなかつたことを挙げているが、この目標達成のために講じている政策手段について、必要性、有効性、効率性の点で十分であったかどうかについて、詳細な分析を行う必要がある。また、その分析の結果、問題のある政策手段については、廃止を含めて抜本的に見直す必要がある。

また、消費地と産地の価格差の縮減については、流通コストの削減を図ることが重要であり、引き続き水産物の流通の見直しに取り組んでいく必要がある。

【政策評価会委員の意見】

- ・ 総合規制改革会議において、漁業者間の漁獲競争を激化させるオリンピック方式による漁業管理はやめるべきとの方針が出されたが、施策との整合性はどうなっているのか。（立花委員（第1回））
- ・ 消費地と産地の価格比率を縮減する目標については、流通の段階で高付加価値化することは良いことであり、倍率が高いと悪い評価結果となる目標設定には違和感を感じる。（立花委員（第1回））
- ・ 流通コストが縮減しなくても、産地価格が高付加価値化すれば目標を達成することになるので、絶対的な流通コストの縮減を目標とするべきである。（八木座長（第1回））
- ・ 燃油高騰対策として102億円の補正予算が盛り込まれたが、省エネ型船舶への転換など燃油高騰に対する体質改善は不可避であることから、どのように体質改善を図っていくかについて検討するべきである。（合瀬委員（第3回））

1 データ、資料等

目標①低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

<目標設定の考え方>

水産資源は、適切な管理により持続的な利用が可能であり、その適切な保存・管理は、国民に対する水産物の安定供給の確保及び我が国水産業の健全な発展の基盤である。特に、我が国の排他的経済水域^{注6}の水産資源については、国連海洋法条約^{注7}により我が国が保存・管理の責務を有し、その合理的利用を推進することが必要となっている。このため、我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、水産資源の回復・管理を推進することを目標とする。

(各指標の目標値について)

(ア)資源回復計画の着実な実施

平成16年までの当課題における目標は「資源回復計画の対象魚種数」を指標とし、累計で50種程度で資源回復計画を作成することとしていたが、最終的には76魚種で策定され、資源回復計画の普及という当初の目標が達成された。このため17年度からは、策定された資源回復計画が確実に実施されているかをもって判断することとした。同計画の実施は同計画に基づき、漁獲圧力を下げるための適切かつ具体的な手段を漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画^{注8}が早期(半年以内)に策定されることによって担保される。したがって、「資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量^{注9}削減実施計画の早期策定)」を指標とする。

(イ)国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大

公海の水産資源、まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力して、漁獲能力の管理やIUU^{注10}（違法・無報告・無規制）漁船対策を積極的に進め、その持続的な利用の確保に努めることが肝要であることから、国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう「国際漁業機関による管理対象魚種の維持・増大」を、また、我が国漁業の漁場の維持及び開発が図られるよう「漁業協定数の維持・増大」を指標とする。

(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

水産基本計画^{注11}においては、漁業生産面における関係者の努力と政策的取組によって、平成29年度の食用魚介類の持続的生産目標を495万トンと設定している。このうち主な栽培漁業対象魚種及び養殖魚等の生産量については、漁業生産量の約4割を占めるものであり、水産基本計画の平成29年度の持続的生産目標495万トンの内数として、それぞれ 378千トン、1,551千トン、計1,929千トンを設定している。この目標値1,929千トンを達成するため、毎年一定割合で生産量を増大させるものとし、平成23年度目標値を1,798千トンとする。

(エ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画^{注12}策定海面における生産量の割合

漁場環境の悪化を招かない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を一層高める必要がある。

水産基本計画では、海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の比率を23年度に70%とすることとしており、現在公表されている最新値は18年の63.5%であることから、目標値を達成するため毎年1.3%ずつ上昇（70.0-63.5%/5年）させることとし、19年度目標値は64.8%とした。

<目標値と実績値の推移>

(ア)資源回復計画の着実な実施

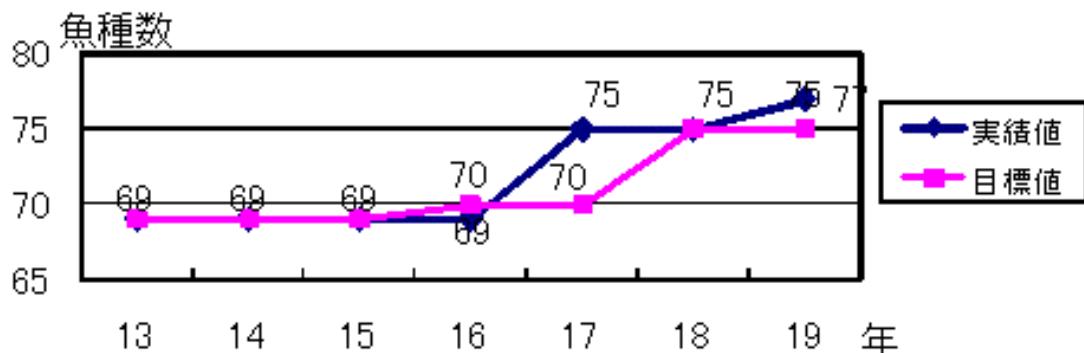
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
A ; その年（1月～12月）に作成された資源回復計画数	4	9	13	17
B ; Aに基づき作成された漁獲努力量削減実施計画数（資源回復計画作成後、半年以内に作成された漁獲努力量削減実施計画数）	3	6	10	6

(把握の方法)

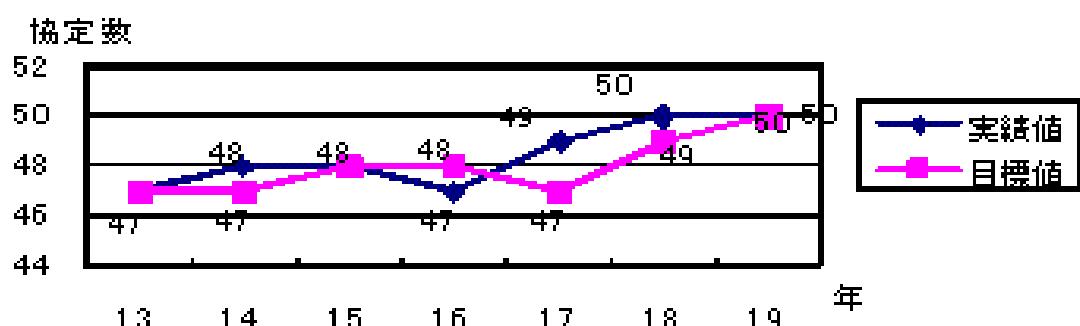
都道府県を通じて把握

(イ)国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大

国際漁業管理機関における管理対象魚種数



漁業協定数の推移

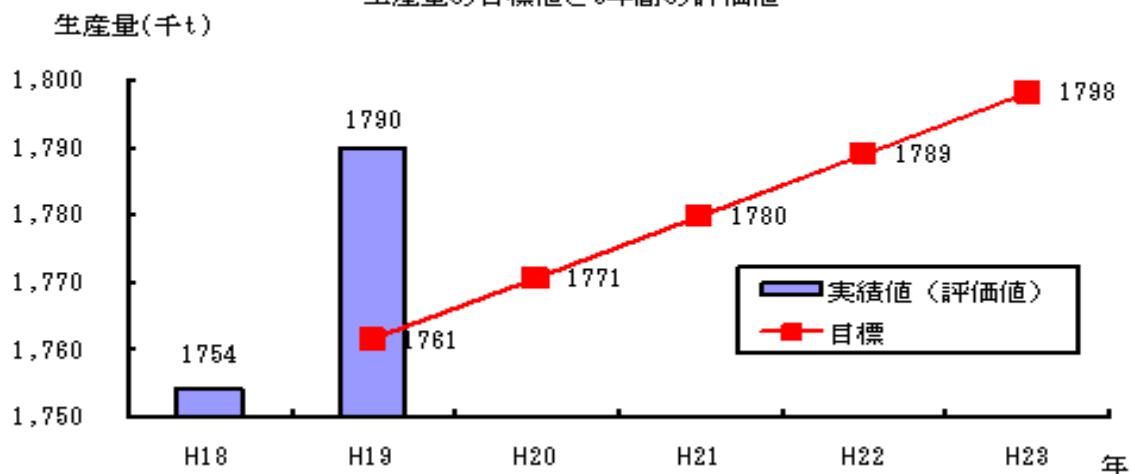


(把握の方法)

実績値

(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の
生産量の目標値と3年間の評価値



主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の実績値

(単位:千トン)

項目	17年度 (実績値)	18年度 (実績値)	19年度 (実績値)	20年度	21年度	22年度	23年度
合計	1,813	1,754	1,802				1,798
海面漁業のうち主な栽培漁業対象魚種	さけ・ます類	246	231	235			239
	ヒラメ	6	7	8			6
	マダイ	15	16	16			15
	クルマエビ	1	1	1			1
	がざみ類	3	3	3			4
	ホタテガイ	287	272	258			272
	あわび類	2	2	2			3
養殖	海面養殖	1,211	1,181	1,237			1,215
	ぶり類	160	154	158			155
	ホタテガイ	203	212	247			223
	かき類	217	208	201			216
	のり類	387	367	396			373
	その他	244	240	235			246
	内水面養殖	42	41	42			44
	ウナギ	20	21	23			21
	その他	22	21	20			26

四捨五入の関係で、合計数値は各魚種の数値の合算地と一致しない場合がある

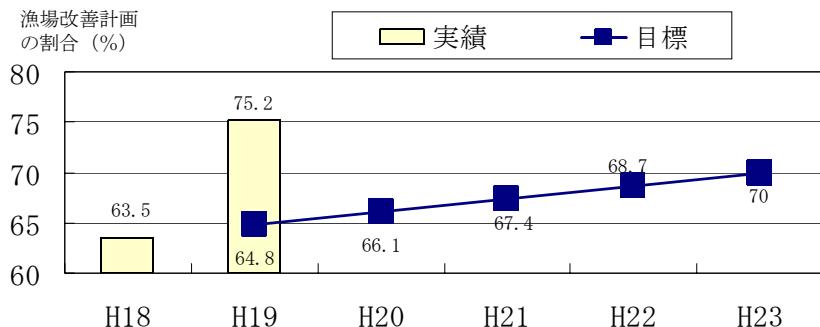
注1) 養殖のうち海面養殖の「その他」に含まれる魚種…ギンザケ、マダイ、ヒラメ、クルマエビ、ほや類、こんぶ類、わかめ類、真珠、その他

注2) 養殖のうち内水面養殖の「その他」に含まれる魚種…ます類、アユ、コイ、フナ、ティラピア、えび類、スッポン、貝類、藻類、淡水真珠、その他

(把握の方法) 主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省 統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握する。

(エ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合

漁場改善計画の海面養殖業の総生産量に占める割合



(把握の方法)

漁場改善計画策定海面での生産量を、都道府県を通じて把握。

<目標達成状況の判定方法>

低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進について、(ア)の漁獲努力量削減実施計画数、(イ)の管理対象魚種数及び漁業協定数、(ウ)の生産量、(エ)の割合に基づき、総合的に有効性を判断する。

この場合、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のすべてがAとなった場合はAとし、一つでもCとされたものがある場合はCとし、それ以外の場合は、Bとする。

(達成度合の判定方法)

(ア)資源回復計画の着実な実施

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)のカの①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

漁獲努力量削減実施計画の早期策定（半年以内）達成率 = $B / A \times 100$

A ; その年（1～12月）に策定された資源回復計画数

B ; Aに基づき策定された漁獲努力量削減実施計画数（ただし、資源回復計画策定後、半年以内に策定された漁獲努力量削減実施計画に限る）

(イ)国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大

目標値を上回るときは達成(A)、その他のときは未達成(C)とする。

(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)のカの①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

達成率 = $(\text{直近3年間の実績平均値} - 18\text{年度基準値}) \div (\text{当該年度の目標値} - 18\text{年度基準値}) \times 100 \text{ (%)}$

※ 毎年度の生産量は、気象状況により大きな変動が生じることから、3年間の平均値を実績値として評価に用いている。

(エ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)のカの①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

達成率 = $(\text{当該年度の実績値} - 18\text{年度基準値}) \div (\text{当該年度の目標値} - 18\text{年度基準値}) \times 100 \text{ (%)}$

目標②水産物の安定供給を図るため加工・流通・消費施策の展開

<目標設定の考え方>

消費者に対し、鮮度が良く安全な水産物を安定的に供給するためには、産地の販売力強化を図るとともに、生産と消費の橋渡しとなる加工流通分野における構造改革を進め、消費者の需要に的確に対応できる水産加工業及び水産流通業の実現を図る必要がある。このため、市場^{注13}を核とした流通拠点の整備等による消費地と産地の価格差の縮減を目標とする。

消費地価格と産地価格との差は、本来は付加価値であり、その一部に中間流通コストが含まれていると認識すべきであるが、コスト自体を全国的な実態について網羅的かつ継続的に算定することは現実には困難である。

ただし、水産物の場合、多くの流通関係事業者にとって販売収入に占める利潤の割合は、わずかであることから、流通コストの縮減は、産地・消費地間の価格差に直接反映されると考えられるため、同価格差をもって流通コストを代替して評価を行うこととした。

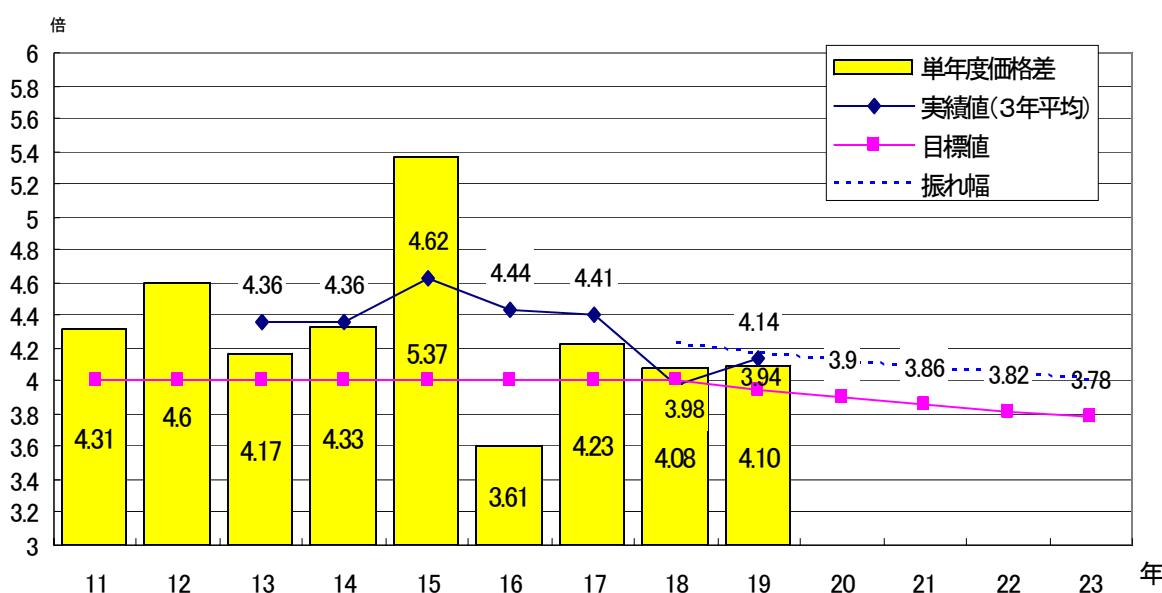
また、価格差を「小売価格－産地価格」の絶対値で算定した場合は、高付加価値化による絶対値の拡大を否定的に評価することとなり、これを避けるため、「小売価格／産地価格」の相対値で算定することにより、高付加価値化が進む過程でも中間流通コストが小売価格の中で相対的に縮減されたかどうかの評価を可能としている。

なお、平成18年に設定した「直近3ヵ年の価格差の平均値を4.00倍以下にする」との目標については、18年実績値で当該目標値を達成した(18年の実績値：3.98倍)ことから、19年以降においては、更なる価格差の縮減を目指すための目標の設定が必要となる。このため、18年度の実績値である3.98倍を基準値として、水産基本計画の計画年度との整合性も踏まえつつ今後5年間で水産物の産地と消費地の価格差を段階的に5%以上縮減することを目標とする。なお、水産物の産地価格は、好不漁など施策とは無関係な要因により上下することから、過去の実績から算出する一定数値(振れ幅)を目標値に加算し、Bランクを設けることとする。

流通・小売関係者によれば、零細な産地市場の統廃合による取扱い単位の増大や、消費地市場を経由しない流通を行うことにより、個々の事業者の範囲では明らかに中間流通コストの縮減は可能とのことであり、このような流通改善が全国に波及するような支援策を講じることにより、価格差を縮減させることは可能と考えられる。

<目標値と実績値の推移>

消費地と産地の価格差の推移



年(平成)	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
実績値	—	—	4.36	4.36	4.62	4.44	4.41
単年度価格差	4.31	4.60	4.17	4.33	5.37	3.61	4.23

年(平成)	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
実績値	3.98	4.14				
基準値	3.98	3.98				
目標値	4.00	3.94	3.9	3.86	3.82	3.78
単年度価格差	4.08	4.10				

(把握の方法)

2月末に公表される「家計調査年報」(総務省)、4月末に公表される「小売物価統計」(総務省)、5月末に公表される「水産物流通統計」(農林水産省)及び漁業情報サービスセンター調べによる生鮮向け産地価格を基に、水産庁で推計。

<目標達成状況の判定方法>

平成23年段階で基準値から5%以上価格差が縮減することを目標に、各年、着実に価格差が縮減しているかどうかを判定方法とする。なお、水産物の産地価格は、好不漁など施策とは無関係な要因により上下することから、過去の実績から算出する一定数値(振れ幅)を目標値に加算し、Bランクを設けることとする。

年(平成)	18	19	20	21	22	23
実績値	3.98	4.14				
基準値	3.98	3.98				
目標値	4.00	3.94	3.9	3.86	3.82	3.78
Aランク		≤ 3.94	≤ 3.9	≤ 3.86	≤ 3.82	≤ 3.78
Bランク		≤ 4.16	≤ 4.12	≤ 4.08	≤ 4.04	≤ 4.00
Cランク		4.16 <	4.12 <	4.08 <	4.04 <	4.00 <

(参考)

基準値：3.98倍(平成18年実績値)

実績値：直近3カ年の産地と消費地の单年度価格差の平均値

目標値：基準値 - (評価年 - 18) × 0.04

振れ幅：11年から18年までの单年度価格差と基準値との格差平均(絶対値)である0.45

Aランク：実績値が、目標値以下の場合

Bランク：実績値が、「目標値 + 振れ幅の1/2」以下の場合

Cランク：実績値が、「目標値 + 振れ幅の1/2」より大きい場合

2 用語解説

注1 低位水準

水産資源の資源評価を行うに当たって、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち低位にあるもの。

注2 資源回復計画

緊急に資源の回復が必要な魚種や特定の漁業種類を対象として、計画期間内の具体的な資源回復の目標値を設定し、この目標を達成するための①減船、休漁等の漁獲努力量の削減、②種苗放流等による資源の積極的培養、③漁場環境の保全等の取組を総合的に推進するもの。国又は都道府県が、広域漁業調整委員会等で関係漁業者の意見を踏まえ合意形成を図りつつ作成。計画の実施と併せて、漁獲努力量削減に伴う漁業経営への影響を緩和するための支援を実施。

注3 國際機関

ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。

注4 栽培漁業

水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。

注5 漁場改善計画策定海面

漁場改善計画が定められた水域。

注6 排他的經濟水域

沿岸国の基線(海岸線)から200海里又は中間線までの海域(領海を除く。)並びにその海底及

びその下であり、この海域においては天然資源の探査・開発・保存及び管理等に関して、沿岸国の主権的権利が及ぶ。

注7 国連海洋法条約

正式名称：海洋法に関する国際連合条約。沿岸国は原則として、領海基線より200海里の範囲内の水域（領海を除く。）において、排他的経済水域を設定することができ、その水域における主権的権利を行使することができる一方、生物資源の保存・管理措置をとる義務を有することなどを規定。我が国は平成8年に批准。2007年7月現在、155カ国・地域が締結。

注8 漁獲努力量削減実施計画

資源回復計画において定められている回復目標を達成するために漁業者が主体となって自主的に作成する計画。具体的には、減船、休漁、漁具改良、保護区の設定により漁獲努力量（漁獲圧）の削減を主とした取組を実施。

注9 漁獲努力量

海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量（操業日数、漁船隻数、漁具数など）

注10 IUU

IUUとは、Illegal Unreported and Unregulated（違法・無報告・無規制）の略称。

注11 水産基本計画

水産基本法に基づき、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため平成19年3月に策定された基本計画には、今後10年程度を見通して、水産物の自給率の目標や政府が講ずべき施策などが定められている。

注12 漁場改善計画

養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るための計画。

注13 市場

水産物の場合、水揚げ港に隣接する産地市場と、消費地市場の2種類があり、文中の「市場」は産地市場を意味する。

(注) 農林水産省政策評価基本計画

<http://www.maff.go.jp/j/assess/pdf/kihonkeikaku.pdf>